

# **小さな拠点・地域運営組織の 形成に関する事業・制度について**

# 目次

- ◎ 集落ネットワーク圏の形成に向けた取組全体に関わる仕組み・・・P1
- ◎ 地域での話し合いや活動をサポートする人材を活用するには・・・P2
- ◎ 地域での話し合いやワークショップに専門家を派遣するには・・・P3
- ◎ 地域運営組織の設立に向けた検討を牽引するリーダー的人材を育成するには・・・P5
- ◎ 活動の立ち上げを幅広く支援するには・・・P7
- ◎ 地域運営組織の活動拠点を つくるには・・・P9
- ◎ 地域運営組織の新たな特産品開発や都市との交流活動を支援するには・・・P10
- ◎ 試行的な取組からコミュニティビジネスの展開を図るには・・・P11
- ◎ コミュニティビジネスの立ち上げを支援するには・・・P11
- ◎ 移住コーディネーターを配置し、「人が人を呼び、つながる」仕組みをつくるには・・・P12
- ◎ 地域の活動拠点として郵便局を活用するには・・・P12

## ◎集落ネットワーク圏の形成に向けた取組全体に関わる仕組み

地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用に対する地方財政措置		総務省 地域振興室	
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の暮らしを支える住民共助の仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営等に必要な費用を地方交付税措置により支援【市町村】 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域運営組織の運営支援のための経費 地域運営組織の運営支援（運営交付金等）や形成支援（施設改修、ワークショップ開催等）に係る所要の経費</li> <li>(2) 高齢者等の暮らしを守る取組への支援のための経費 地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組（高齢者交流、声かけ、見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費</li> </ul> </li> <li>地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に係る所要の経費（研修、設備導入、販路開拓等）を特別交付税措置により支援【都道府県及び市町村】</li> </ul>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	—		

過疎対策事業債		総務省 財務調査課	
<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、ハード事業のほか、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能</li> <li>集落ネットワーク圏の形成に関連する取組例としては以下のようなソフト事業への過疎対策事業債の活用が考えられる</li> </ul>			
集落の維持及び活性化	集落ネットワーク圏の形成に向けた集落点検や集落課題の話し合いの実施、地域運営組織の事務局をサポートする人材の設置、移住アドバイザー等の設置など		
生活交通の確保	地域運営組織が運行するコミュニティバスやデマンドバス等への補助など		
産業の振興	地域運営組織が中心となって行う地場製品のブランド化や新たな特産品の開発、6次産業化の取組への支援、コミュニティビジネスの起業支援など		
<ul style="list-style-type: none"> <li>元利償還金の 70%を普通交付税の基準財政需要額に算入</li> </ul>			
対象地域	過疎地域	実施主体	市町村
関連 URL	—		

◎地域での話し合いや活動をサポートする人材を活用するには

地域おこし協力隊		総務省 地域自立応援課	
<p>・都市地域から過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、地方財政措置を講じる</p> <p>【地方交付税措置】</p> <p>① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費…隊員1人あたり440万円上限 （報償費等240万円※、その他の経費（活動旅費、消耗品費、事務的経費、研修経費等）200万円） ※隊員のスキルや地理的条件を考慮した上で、最大290万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人あたり440万円の上限は変更なし）</p> <p>② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費…最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限</p> <p>③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費…1団体あたり200万円上限</p> <p>③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費…1団体あたり100万円上限</p> <p>【普通交付税措置】</p> <p>① 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費</p> <p>② 都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費</p>			
対象地域	過疎地域等	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html</a>		

集落支援員		総務省 過疎対策室	
<p>・集落の事情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる</p> <p>・対象経費…集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費 （専任1人あたり430万円、兼任1人あたり40万円上限）</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03000070.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyosei08_03000070.html</a>		

## ◎外部人材リスト

地域人材ネット（総務省）	<a href="http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/">http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/</a>
地域活性化伝道師（内閣府）	<a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html</a>
農山漁村活性化人材支援バンク（農林水産省）	<a href="http://www.keieiken.co.jp/nousonjb/information/">http://www.keieiken.co.jp/nousonjb/information/</a>
6次産業化の支援人材情報（農林水産省）	<a href="http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/index.html">http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/index.html</a>
地域再生マネージャー（（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団））	<a href="http://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/">http://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/</a>
地域力創造人材データベース（（一財）地位活性化センター）	<a href="https://www.jcrd.jp/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=141&amp;Itemid=593">https://www.jcrd.jp/index.php?option=com_content&amp;view=article&amp;id=141&amp;Itemid=593</a>

## ◎地域での話し合いやワークショップに専門家を派遣するには

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度		総務省 人材力活性化・連携交流室	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域独自の魅力や価値の向上に取り込むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる</li> <li>・市町村が、外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上<sup>※1</sup>招へいし、地域活性化の取組を実施する場合であって、外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者<sup>※2</sup>に対する旅費・謝金（報償費）<sup>※3</sup>、ワークショップ等に係る経費<sup>※4</sup>を対象とする</li> <li>・1市町村あたり、以下に示す額を上限額<sup>※5</sup>として、任意の3年間を支援する（1市町村につき1回に限る） <ul style="list-style-type: none"> <li>①民間専門家等活用…560万円</li> <li>②先進自治体職員（組織）活用…240万円</li> </ul> </li> </ul> <p>※1：日帰りの場合は1回あたり6時間程度を確保すること            ※2：地域人材ネット登録者もしくは外部専門家に準ずる指導を行うことができる者            ※3：先進自治体職員の場合、旅費のみを対象とする            ※4：印刷費、車両・会場借上費に限る            ※5：対象経費に財政力補正をかけて算定</p>			
対象地域	定住自立圏を実施する市町村、条件不利地域を有する市町村	実施主体	市町村
関連 URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html">http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html</a>		

地域再生マネージャー事業		(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)	
<p>・市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する</p>			
外部人材 活用助成	地域再生に取り組む市区町村が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、費用の一部を助成する。	助成率 2 / 3 以内 助成額 700 万円以内	
外部人材 派遣 (短期診断)	地域再生への取り組みの初期段階にある市区町村に対して、財団から外部専門家を派遣し、現地調査を行い、地域課題の抽出及び課題解決に向けた方向性の提言を行う。	派遣費用を、原則として財団が全額負担	
<p>※詳細は、地域総合整備財団 HP を参照してください</p>			
対象地域	全国：市区町村（指定都市を除く）	実施主体	市区町村
関連 URL	<a href="http://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/">http://www.furusato-zaidan.or.jp/chiiki/</a>		

地方創生アドバイザー事業		(一財)地域活性化センター	
<p>・市町村等が行う自主的・主体的な地域づくり活動に取り組む事業に対して、適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに要する経費について、20 万円を限度に助成する。</p>			
対象地域	全国	実施主体	市町村（指定都市を除く）、広域連合等
関連 URL	<a href="https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihouseusei/">https://www.jcrd.jp/support/subsidy/chihouseusei/</a>		

## ◎地域運営組織の設立に向けた検討を牽引するリーダー的人材を育成するには

<b>全国地域づくり人材塾</b>		総務省 人材力活性化・連携交流室	
<p>・ 地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催</p> <p>・ 研修テーマや開催地、日程等は年により異なるが、概ね年間3～4回（1回は2～3日間）、首都圏と地方圏で開催</p>			
対象地域	全国の市区町村等職員、地域づくりに取り組む NPO 関係者等	実施主体	総務省
関連 URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/jinzairyoku.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/jinzairyoku.html</a>		

<b>地域おこし協力隊員等に対する研修</b>		総務省 地域自立応援課	
<p>・ 地域おこし協力隊及び集落支援員等を対象に、地域協力活動などの取組を推進するために必要となる知識や実務能力の向上を図るための研修を実施。</p> <p>(1) 初任者研修（年4回程度）</p> <p>地域おこし協力隊員及び集落支援員の初任者を対象として、地域協力活動や集落対策支援の取組を推進するために必要となる知識の習得や実務能力の向上、地域おこし協力隊員等の初任者同士の交流・情報交換等を目的として実施</p> <p>(2) ステップアップ研修（年2回程度）</p> <p>着任2～3年目で、今後のステップアップを考えている隊員を対象に、これまでの活動を振り返り、今後のステップアップに向けてすべきことを整理し、次のステップを踏み出すアイデア・方策を見つけだすために必要となる知識や実務能力の向上を図ることを目的として実施</p> <p>(3) 起業・事業化に向けた研修（年6回程度）</p> <p>地域おこし協力隊の任期終了後における当該地域への定住に向けて、起業および事業化に必要な知識・ノウハウを習得するとともに、任期終了後の事業や活動を客観的・集中的に見つめ直して、整理する機会とし、今後の活動目標や活動内容の具体化に繋げることを目的として実施</p>			
対象地域	全国の地域おこし協力隊員等	実施主体	総務省等
関連 URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html</a>		

全国地域リーダー養成塾		(一財)地域活性化センター	
<p>・既存の枠にとらわれない斬新かつ大胆な発想のできる地域のリーダーを養成するため、専門家、実践家などを講師として、体系的かつ効果的なカリキュラムによる研修を実施</p> <p>(1) 一般研修  地域づくりの専門家・実践家等による講義、参加型演習を行うほか、ゼミナール形式の講座により、主任講師の指導のもと、テーマに沿った調査・研究を行い、成果をまとめた修了レポートを作成する</p> <p>(2) 現地視察  全国各地の地域づくりの先駆地を訪問し、特色を生かしたまちづくりの事例を視察するとともに、実践者や地域づくりのキーパーソンなどを通じて地域づくりの問題解決を学ぶ</p>			
対象地域	1. 地方公共団体の職員（所属団体の長の推薦要） 2. NPO 等で地域づくり活動実践者（市区町村長の推薦要） 3. 農協、商工会、第3セクター等の職員（市区町村長の推薦要） 4. 全カリキュラムを通して受講できる見込みのある者	実施主体	(一財) 地域活性化センター
関連 URL	<a href="https://www.jcrd.jp/seminar/chiikileader/">https://www.jcrd.jp/seminar/chiikileader/</a>		

## ◎活動の立ち上げを幅広く支援するには

<b>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（過疎地域持続的発展支援交付金）</b>		総務省 過疎対策室	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、「くらし」を支える多様な主体の包摂・連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援する</li> <li>・ 地域運営組織等が、活性化プランに基づき行う取組を対象とする（具体的には、以下のような取組に対して支援を行う） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者サロンの開設</li> <li>○ 買物機能の確保</li> <li>○ デマンドバス・タクシーの運行</li> <li>○ 伝統芸能や文化の伝承</li> <li>○ 特産品の開発や6次産業化</li> <li>○ 田舎暮らし体験 等</li> </ul> </li> <li>・ 補助上限額…1,500万円（ただし専門人材やICT技術等を活用する事業の場合は最大1,500万円の上乗せ） 補助率…定額</li> </ul>			
対象地域	過疎、特定農山村、振興山村、半島、離島、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、辺地、これらに準ずる地域と総務大臣が認める地域	実施主体	地域運営組織等 ※交付の申請は市町村が行う
関連 URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm</a>		

<b>地方創生推進交付金 ～広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化～</b>		内閣府 地方創生推進事務局	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方創生推進交付金は、地域再生法に基づく法定交付金として、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を、複数年度にわたり安定的かつ継続的に支援するもの</li> <li>・ 集落ネットワーク圏の形成推進に向けた支援メニューとして、地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る取組に対し交付金を交付する</li> <li>・ 具体的には以下のような取組に対して支援を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数の「小さな拠点」を支援する NPO などの中間支援組織等の参画する活動</li> <li>○ 核となる「小さな拠点」の形成を軸とした複数市町村を範囲とする事業・サービス</li> <li>○ 複数拠点の連携・分担による事業・サービス</li> <li>○ 複数市町村による「小さな拠点」の広域的な連携、広域的な連携を前提とした「小さな拠点」立ち上げ支援</li> <li>○ 都道府県と市町村が一体となった、新たな生活サービス等の拠点・事業の実験的な立ち上げなど</li> </ul> </li> <li>・ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定する（補助率：1/2）</li> </ul>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	—		

地方創生テレワーク交付金		内閣府 地方創生推進室	
<p>・新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る。</p> <p>・地方公共団体が、①地方公共団体のサテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等の施設整備・運営、②民間のサテライトオフィス等開設・運営への支援、③既存施設の拡充・活用促進、④進出支援金の支給の4つの事業のいずれか又はその組み合わせを選択し、施設の利活用促進のためのプロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを併せて推進することにより、企業の進出・移住の促進を図る。</p> <p>補助率 3/4（企業進出数・県外利用率・移住者数の目標が高水準）、1/2（企業進出数・県外利用率・移住者数の目標が標準）</p> <p>※地方負担の8割に対し地方創生臨時交付金を充当（実質的な地方負担は5%又は10%）</p>			
対象地域	①東京圏外の地方公共団体、②東京圏内の条件不利地域を含む市町村 ③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	<a href="https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/">https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/</a>		

### ◎地域運営組織の活動拠点をつくるには

<b>過疎地域遊休施設再整備事業（過疎地域持続的発展支援交付金）</b>		総務省 過疎対策室	
<p>・ 過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費について支援する（補助率：1/3以内）</p>			
対象地域	過疎地域	実施主体	市町村等
関連 URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm</a>		

<b>「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業</b>		国土交通省 地方振興課	
<p>・ 人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する</p> <p>・ 廃校舎等の既存施設を活用した施設の再編・集約に係る改修費等に対して補助。このほか、生活圏の維持・再生に必要な機能を再編・集約と併せて導入することや、再編・集約に伴う廃止施設の除却等についても補助する</p> <p>補助率：1/2以内（市町村）、1/3以内（NPO 法人等）</p>			
対象地域	過疎、振興山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域（都市計画区域等の一定の地域を除く。）	実施主体	市町村、NPO 法人等
関連 URL	<a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html</a>		

◎地域運営組織の新たな特産品開発や都市との交流活動を支援するには

<b>農山漁村振興交付金</b>		農林水産省地域振興課、都市農村交流課、地域整備課	
<p>・地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。交付額、交付率等は事業により異なります（定額、1/2など）。</p> <p>1 農山漁村地域での取組への支援</p> <p>① 地域活性化対策 地域活性化のための活動計画づくりやコミュニティ維持の取組等を支援します。</p> <p>② 中山間地農業推進対策 中山間地域での収益向上に向けた取組やモデル構築等を支援します。</p> <p>③ 山村活性化対策 振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。</p> <p>④ 最適土地利用対策 農地の粗放的利用によるモデル的な取組等を支援します。</p> <p>⑤ 農泊推進対策 観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。</p> <p>⑥ 農福連携対策 農林水福連携の推進に向け、障害者等に配慮した施設整備等を支援します。</p> <p>⑦ 農山漁村活性化整備対策 地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。</p> <p>⑧ 情報通信環境整備対策 インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援します。</p> <p>2 都市部での取組への支援</p> <p>① 都市農業機能発揮対策 都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業団体等
関連 URL	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html</a>		

### ◎試行的な取組からコミュニティビジネスの展開をはかるには

<b>地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業</b>		(一財)地域活性化センター	
<p>・「地方創生」に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた以下の事業に対し支援する</p> <p>(1) 集落の維持活性化、コミュニティビジネスによる小さな地域経済循環の創造 (2) 子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり</p> <p>(3) 食料・エネルギーの地産地消等、地域内支え合いの仕組みづくり (4) その他、地方創生に向けた地域ぐるみの取組</p> <p>・支援対象経費は報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費、食糧費(会議の飲料等)、通信運搬費、損害保険料、広告料などで、助成金は150万円を上限とし、助成の対象となる経費の100%以内とする</p>			
対象地域	全国	実施主体	市町村、地域団体等
関連 URL	<a href="http://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/">http://www.jcrd.jp/support/subsidy/support/</a>		

### ◎コミュニティビジネスの立ち上げを支援するには

<b>地域経済循環創造事業交付金</b>		総務省 地域政策課	
<p>・事業の実施により、自治体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となるものであり、他の同様の公共的な地域課題を抱える自治体に対する高い新規性・モデル性がある事業について、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用について、地方公共団体が助成する経費に対し交付金を交付</p> <p>・公費補助金：地域金融機関の融資(融資比率) = 1 : 1 以上</p> <p>補助金上限額(国費+地方債の合計額)：2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円</p> <p>補助率：1/2(新規性・モデル性が極めて高い事業は10/10、過疎地域等の条件不利地域で、①財政力指数0.25未満は3/4、②財政力指数0.5未満は2/3)</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	<a href="https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki_genki.html">https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki_genki.html</a>		

### ◎移住コーディネーターを配置し、「人が人を呼び、つながる」仕組みをつくるには

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への支援		総務省 地域自立応援課	
<p>・地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等の取組について特別交付税措置を講じる</p> <p>(1) 地方公共団体が実施する移住・定住対策（以下①～④）に要する経費（人件費を除く。算入率 0.5×財政力補正）</p> <p>① 情報発信…移住相談窓口の設置、移住相談会・セミナー等の開催、自治体 HP 等での情報発信、パンフレット等の制作等</p> <p>② 移住体験…移住体験ツアーの実施、移住体験住宅の整備、UI ターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）</p> <p>③ 就職支援…移住希望者に対する職業紹介、就業支援、新規就業者（本人、受入れ企業）に対する助成</p> <p>④ 住居支援…空き家バンクの運営、住宅改修への助成</p> <p>(2) 移住を検討している者や移住者への支援に要する経費</p> <p>「移住コーディネーター」又は「定住支援員」（移住・定住に関する支援を行う者）を設置する場合の報償費等及び活動経費について、1人あたり 350 万円上限（兼任の場合 40 万円上限）</p>			
対象地域	全国	実施主体	都道府県、市町村
関連 URL	<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihousei_setumeikai/h27-04-03-siryoy9.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihousei_setumeikai/h27-04-03-siryoy9.pdf</a>		

### ◎地域の活動拠点として郵便局を活用するには

郵便局活性化推進事業		総務省 郵政行政部企画課	
<p>・あまねく全国に存在する郵便局と地方自治体等との連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進するための実証を行い、郵便局との連携が有効な分野や住民サービスの調査、関係者の役割分担の整理等を行い、その成果をモデル事業として全国に普及展開する。</p> <p>・令和元年度は、ICT を活用したみまもりサービス及び観光情報等の発信（岩手県遠野市）、買い物サービス支援（新潟県津南町）、農家の農作物配送支援（静岡県藤枝市）を、令和2年度は、地域体験型観光コーディネート（北海道帯広市）、空き家の活用支援（宮城県東松島市）を実施した。令和3年度も、全国3か所程度で実証を行い、その成果を全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開する予定である。</p>			
対象地域	全国	実施主体	総務省
関連 URL	<a href="https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html">https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html</a>		

## 小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧及び概要

### ○小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度等

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		2020年 当初	2020 補正	2021年 当初	
地方創生推進交付金	地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援する。	1,000.0	—	1,000.0	内閣府地方創生推進事務局
地方創生拠点整備交付金	地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な施設整備事業を支援する。	—	500.0	—	内閣府地方創生推進事務局
地方創生テレワーク交付金	地方創生に資するテレワークを推進することで地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図るため、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の促進に係る地方公共団体の取組を支援する。		100.0		内閣府地方創生推進室
特定地域づくり事業推進交付金	人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく特定地域づくり事業協同組合が、域内外の若者等を雇用し、組合員である事業者の事業に従事する機会を提供することにより、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう、交付金により支援する。	5.0	—	5.0	内閣府地方創生推進事務局 総務省自治行政局地域振興室
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。	4.0	—	4.0	総務省地域力創造グループ 過疎対策室
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援	98.1	—	98.1	農林水産省農村振興局農村 政策部地域振興課、都市農 村交流課 整備部地域整備課
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。	0.60	—	0.42	国土交通省国土政策局地方 振興課

<p>物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業</p>	<p>物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援</p>	<p>0.19</p>	<p>—</p>	<p>0.43</p>	<p>国土交通省総合政策局物流政策課</p>
----------------------------------	---	-------------	----------	-------------	------------------------

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		2020年 当初	2020 補正	2021年 当初(案)	
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援	203.9 の内数	288.6 の内数	205.8 の内数	国土交通省総合政策局地域交通課
重層的支援体制整備事業交付金	市町村において、既存の相談支援や地域づくりの取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。	—	—	76.1	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	市町村において、介護、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくり支援等の連携を推進するための取組等の重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な取組を行う。	487 の内数	—	550.3 の内数	厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	267.0 の内数	—	267.0 の内数	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	SS等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、災害時に備えたSSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化等を支援する。	30.3 の内数	—	10.8 の内数	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
次世代燃料供給体制構築支援事業費	脱炭素化・過疎化・人手不足などの構造変化へ対応し、地域の燃料供給拠点の効率的運営・次世代化を図るため、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな燃料供給体制の確立に向けた技術開発や安全性・事業性の実証を行う。また、SS過疎地等の地域における地域一体となった燃料供給拠点確保に向けた取組等を支援する。	6.0	—	7.0	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		2020年 当初	2020 補正	2021年 当初(案)	
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。	—	55.0	50.0	環境省大臣官房環境計画課
再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能な地域社会実現支援事業	地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行う事業	—	25.0	12.0	環境省大臣官房環境計画課 大臣官房環境影響評価課
環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業	地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①地域循環共生圏創造に向けた環境整備②支援チーム派遣等を通じた事業化支援③総合的分析による方策検討・指針の作成等④戦略的な広報活動を行う。	5.0	—	5.0	環境省大臣官房環境計画課
郵便局活性化推進事業	あまねく全国に存在する郵便局と地方自治体等との連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進するための実証を行い、モデル事業として全国に普及展開する。	0.2	—	0.3	総務省情報流通行政局郵政行政部企画課

### ○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省
地方財政措置	地域運営組織の運営や形成の支援、住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組及び地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に係る経費について、地方交付税措置を講じる。	総務省

○小さな拠点の形成に活用可能な税制措置（令和2年度税制大綱）

事項名	要望内容	担当府省
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置。	内閣府地方創生推進事務局

○その他の支援制度

制度名	概要	担当
地域活性化伝道師	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。	内閣府
地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、地方財政措置を講じる。	総務省
集落支援員	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。	総務省
外部専門家招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。	総務省
全国地域づくり人財塾	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。	総務省
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。	厚生労働省
地域再生マネージャー事業	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。	(一財) 地域総合整備財団

# 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和3年度予算額 1,000億円

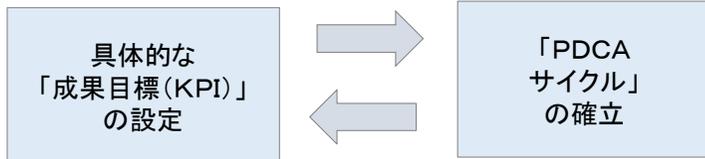
（令和2年度予算額 1,000億円）

## 事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定。



※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

## 対象事業等

### 【対象事業】

#### ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成
- 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

#### ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組

- ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外

#### ③わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

- ・東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策

#### ④複数年度にわたる施設整備事業（地方創生拠点整備交付金）

## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

## 令和3年度からの主な運用改善

- ①複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち50億円を地方創生拠点整備交付金として措置（20億円の増額））
- ②移住支援事業の要件緩和（テレワーカー等の対象化）
- ③起業支援事業の要件緩和（Society5.0関連業種等の対象化）

# 地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

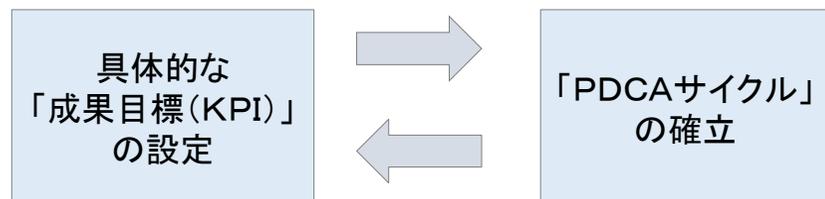
令和2年度第3次補正予算額 500億円（事業費ベース 1,000億円）

## 事業概要・目的

○地域におけるポストコロナに向けた経済の好循環の実現という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援します。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与します。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組

【手続き】地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。



## 対象事業等

### 【対象事業】

○事業ごとに具体的な重要業績評価指標（KPI）の設定及びPDCAサイクルを備えられていることを前提として、「地方版総合戦略」に位置付けられた（ないしは位置付けられる予定である）事業であって、十分な地方創生への波及効果の発現を期待できるものを対象

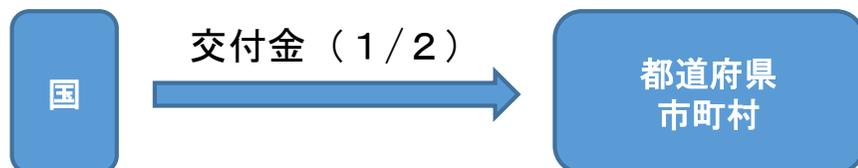
### 【交付上限額の目安】（1団体当たり）

	都道府県	中枢中核都市	市町村
交付上限額の目安（国費）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

### 【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実ににつながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

## 資金の流れ



## 期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・関係人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげます。

# 地方創生テレワーク交付金（内閣府地方創生推進室）

## 令和2年度第3次補正予算額 100.0億円

### 事業概要・目的

#### ○施策の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る。

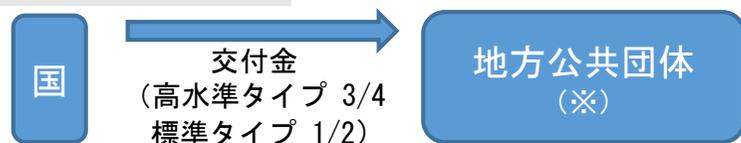
#### ○施策の概要

サテライトオフィス等の施設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援等、地方創生に資するテレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組を支援する。地方創生に資するテレワーク推進の実施計画を地方公共団体が策定。計画掲載事業の実施に対し、国が交付金により支援。

### 事業イメージ・具体例

- ◆サテライトオフィス等整備事業（自治体運営施設整備等）  
自治体が、サテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という）を開設・運営、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆サテライトオフィス等開設支援事業（民間運営施設開設支援等）  
自治体が、サテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設について、その開設・運営を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設拡充促進等）  
自治体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス施設利用を促進するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆進出支援事業  
自治体が、上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業に対して、進出支援金を助成（返還制度あり）

### 資金の流れ



(※) ①東京圏外の地方公共団体、②東京圏内の条件不利地域を含む市町村  
③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県

### 期待される効果

- 企業の進出、社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献
- 「新しい生活様式」に必要なテレワークを地域に普及させ、地域分散型の活力ある地域社会の実現に貢献

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R3予算額 5.0億円  
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン・IJターンの障害

## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣  
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

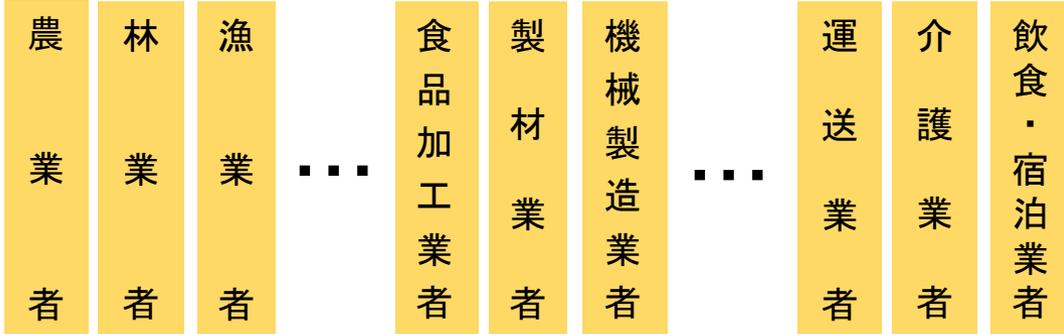
## 人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

### 特定地域づくり事業協同組合員

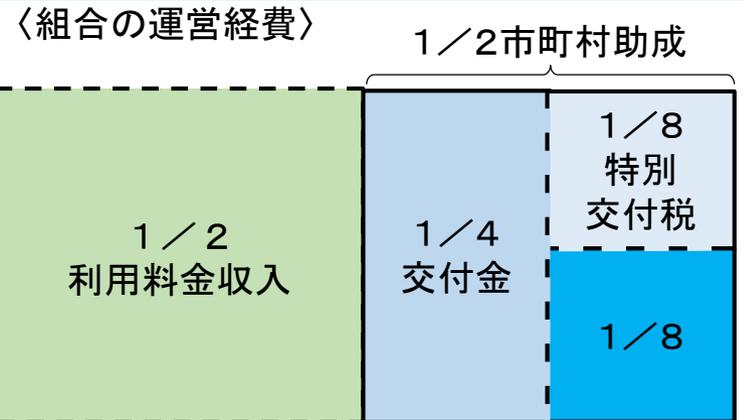


人材派遣      利用料金

### 特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

### 市町村



※このほか、設立支援に対する特別交付税措置あり

### 都道府県

財政支援

認定

# 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R3予算:4.0億円

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

## 施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織(地域運営組織等)
- (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
- (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円(定額補助)

※下記事業については、限度額を上乗せ

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

### ① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者 等

### ② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備 等

## 集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援

## 施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

### (1)事業主体

過疎市町村

### (2)交付対象経費の限度額

60,000千円

### (3)交付率

1/3以内

## 事業のイメージ

### 過疎地域内の遊休施設



廃校舎



使用されて  
いない旧公民館



使用されて  
いない倉庫等

改修

### 過疎地域内の課題解決に対応した施設へ



テレワーク施設や  
サテライトオフィス等  
働く場の施設整備



地域運営組織等の  
コミュニティ拠点施設



食肉、農産物等の  
加工施設

# 農山漁村振興交付金

【令和3年度予算額 9,805 (9,805) 百万円】

## <対策のポイント>

地域の創意工夫による**活動の計画づくり**から**農業者等を含む地域住民の就業の場の確保**、農山漁村における**所得の向上**や**雇用の増大**に結びつける取組を取組の発展段階に応じて**総合的に支援**し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

## <政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

## <事業の全体像>

### 1. 農山漁村地域での取組への支援

※下線部は拡充内容

- ① **地域活性化対策**  
地域活性化のための活動計画づくりやコミュニティ維持の取組等を支援します。
- ② **中山間地農業推進対策**  
中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築を支援します。
- ③ **山村活性化対策**  
振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。
- ④ **最適土地利用対策**  
農地の粗放的利用によるモデル的な取組等を支援します。
- ⑤ **農泊推進対策**  
観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。
- ⑥ **農福連携対策**  
農林水福連携の推進に向け、障害者等に配慮した施設整備等を支援します。
- ⑦ **農山漁村活性化整備対策**  
地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。
- ⑧ **情報通信環境整備対策**  
インフラ管理や地域活性化等に必要の情報通信環境の整備を支援します。

### 2. 都市部での取組への支援

- ① **都市農業機能発揮対策**  
都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。



コミュニティの維持 農山漁村の活性化・自立化

## <事業の流れ>



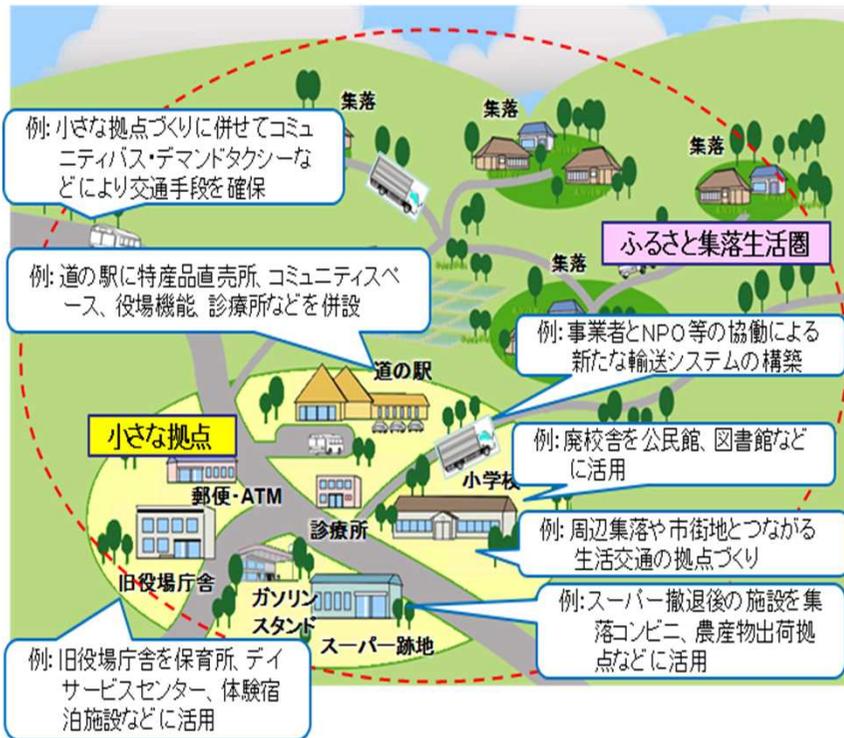
【お問い合わせ先】  
 (1①⑤⑥、2①の事業)  
 (1②③④の事業)  
 (1⑦⑧の事業)

都市農村交流課 (03-3502-5946)  
 地域振興課 (03-3502-6286)  
 地域整備課 (03-3501-0814)

# 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、子育て、買い物、防災機能など複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成を支援。

また、感染リスクの低減につながる、テレワーク等の新しい働き方に対応した施設や、「3密」回避に資する設備等の整備について支援。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

## ○補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業  
(集落活性化推進事業費補助金)

●対象地域: 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域  
(都市計画区域等の一定の地域を除く。)

●実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)

●補助率: 1/2以内 (市町村)、1/3以内 (NPO法人等)

●対象事業:

モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等において、以下を行うための既存施設の改修等

- ・生活機能の再編・集約
- ・テレワークスペース等の整備
- ・既存の小さな拠点における換気設備、自動水栓等

# 地域公共交通確保維持改善事業の概要

地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援  
 (上記取組を促進するため、地域公共交通活性化再生法の枠組みを強化(令和2年11月27日施行))

## 地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

### <支援の内容>

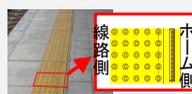
- 幹線バス交通や地域内交通の運行
  - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通や過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行を支援
  - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通や過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の車両購入、貨客混載の導入を支援
  - ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援
- 離島航路・航空路の運航
  - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



## 地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

### <支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



## 地域公共交通調査等事業 (持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

### <支援の内容>

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査

# モーダルシフト等推進事業

物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減するため、物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、よりCO<sub>2</sub>排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換(モーダルシフト)の支援を実施。

## ～ 取り組み実施に向けた主な流れ ～

- 1 協議会の立ち上げ
  - ・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有



- 2 協議会の開催

### 計画策定経費補助

- ・関係者の参集
- ・個々の貨物の輸送条件(ロット、荷姿、リードタイム等)に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整
- ・CO<sub>2</sub>排出量削減効果の試算



- 3 総合効率化計画の策定

- ・協議会の検討結果に基づく総合効率化計画の策定



- 4 計画の認定・実施準備



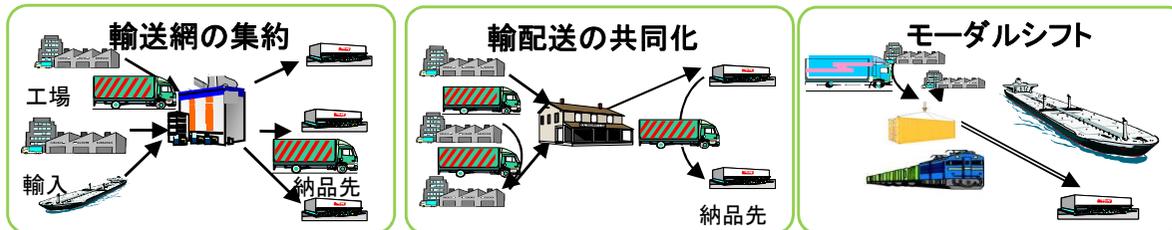
- 5 運行開始

### 運行経費補助

モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、協議会の開催等、改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費に対して支援を行う。

また、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化について、初年度の運行経費に対する支援を行う。

支援対象となる取り組み		計画策定経費補助	運行経費補助
大量輸送機関への転換	モーダルシフト	①補助率: 定額 ②上限200万円 *1	①補助率: 1/2以内 ②上限500万円 *2
	幹線輸送の集約化		
トラック輸送の効率化	共同配送	①補助率: 定額 ②上限200万円 *1	対象外
	その他のCO <sub>2</sub> 排出量の削減に資する取り組み		



## 〔上記に加え非接触・非対面型物流への転換・促進を支援〕

\*1の経費補助に該当する計画の策定に当たり、さらに省人化・自動化に資する機器の導入等を計画した場合、その取組に対して、**補助額上限の引き上げ**を行う。

①補助率: 1/2以内 ②上乗せ: 300万円、上限総額: 500万円

\*2の経費支援に該当する運行に当たり、さらに省人化・自動化に資する機器を用いて運行した場合、その取組に対して、**補助率の上乗せ、補助額上限の引き上げ**を行う。

①補助率: 2/3以内 ②上乗せ: 500万円、上限総額: 1,000万円

### 自動化機器の例



ピッキングロボット



無人搬送車



無人フォークリフト

# 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実 令和3年度予算 267億円(公費:534億円)

- 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を**地域支援事業の枠組みを活用し**、市町村が推進。
- あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
- これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

以下の取組について、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

## 在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

## 認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や地域支援推進員による相談対応のほか、社会参加活動の体制整備や認知症本人・家族の支援ニーズに応える認知症サポーターの活動(チームオレンジ)等を推進

## 地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

## 生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置のほか、就労的活動をコーディネートする人材の配置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

# 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

## 令和3年度予算額 10.8億円（5.0億円+臨時・特別の措置25.3億円）

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（SS）の機能を確保することが重要になります。こうした状況を踏まえ、SSの災害対応能力を更に強化するため、以下の事業を実施します。

#### （1）SS等における災害対応能力強化に係る設備導入支援

災害時に備えた、SSにおけるガソリン、軽油等の石油製品の十分な在庫量を確保するための地下タンクの入換・大型化の支援等を実施します。また、津波被害地域等における燃料供給の早期再開を目的とした災害時専用臨時設置給油設備の導入を支援します。

#### （2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援

災害時に円滑な対応ができるよう、住民拠点SS等における自家発電設備の稼働訓練、自衛隊や自治体等と連携した災害対応車両への給油訓練等の実地訓練及び自家発電設備の点検研修等の実施を支援します。

#### 成果目標

- 本事業において支援を行ったSSの災害時における稼働率100%を目指します。

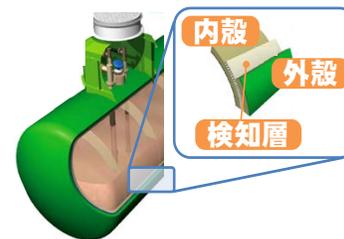
#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### （1）SS等における災害対応能力強化に係る設備導入支援

##### 地下タンクの入換・大型化



鋼製一重殻タンクの撤去及び大型二重殻タンクの設置

##### 災害時専用臨時設置給油設備の整備



#### （2）緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練等の支援



自衛隊を交えた石油組合と地元自治体の総合防災訓練



石油組合における災害時対応研修・実地訓練、パトカーへの緊急給油訓練

災害時の石油製品の  
安定供給体制を構築

# 次世代燃料供給体制構築支援事業費

令和3年度予算額 **7.0億円** (6.0億円)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 脱炭素化・過疎化・人手不足等の課題に対応し、地域の燃料供給拠点の効率的運営・次世代化を図るため、以下の事業を実施します。

#### (1) 次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証

脱炭素化・過疎化・人手不足等の課題克服に向け、こうした課題に対応した新たな燃料供給体制の確立やビジネスモデルを構築するため、AI・IoT等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな技術の開発・実証事業を行います。

#### (2) 地域における次世代燃料供給体制確立に向けた取組の推進

SS（サービスステーション）過疎地（※）等におけるSSの地域コミュニティインフラ化等による燃料供給拠点確保に向けて、上記の新たな技術やモデルの活用も含め、自治体を中心として、地元事業者・住民など地域一体となった取組を支援します。また、燃料供給の担い手確保の取組を支援します。（※）SS過疎地：市町村内のSS数が3カ所以下の地域

### 成果目標

- SSの効率的運営に寄与すべく、多様な供給手法の実現やIoT機器の活用などを通じ、脱炭素化・過疎化・人手不足等の課題を克服する新たな燃料供給体制のモデルを構築することを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

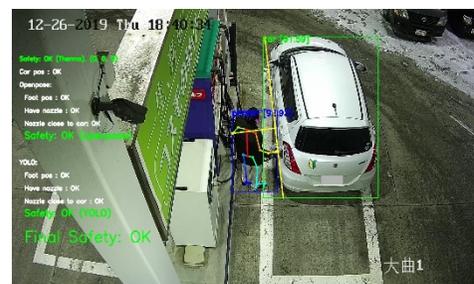


## 事業イメージ

### (1) 次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証

新たな燃料供給体制・ビジネスモデルの構築に向けて、AI、IoT等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、技術開発・実証事業を実施

#### <具体例>



人手不足の克服に向けた画像認識・センサー・AI技術等の技術開発・実証



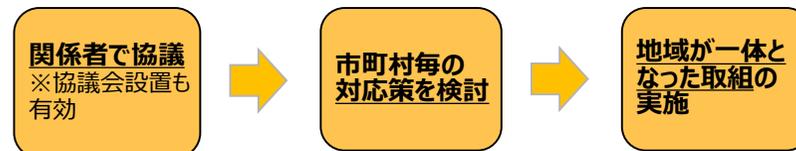
過疎地等におけるローコストかつ短期間で設置可能なコンテナ式給油所(地上タンク)の実証

### (2) 地域における次世代燃料供給体制確立に向けた取組の推進

燃料供給拠点確保に向けて、自治体を中心として、地元事業者・住民など地域一体となった取組を支援

#### <対策に係る検討から取組までの例>

#### 課題認識・検討プロセスの強化



# 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和3年度予算額 5,000百万円（新規）】

【令和2年度3次補正予算額 5,500百万円】



環境省

感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する。

## 2. 事業内容

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム（CGS）並びにそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助（※1）。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に優先採択。

※1 補助率は、都道府県・政令市・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

（注）共同申請する民間事業者も同様。

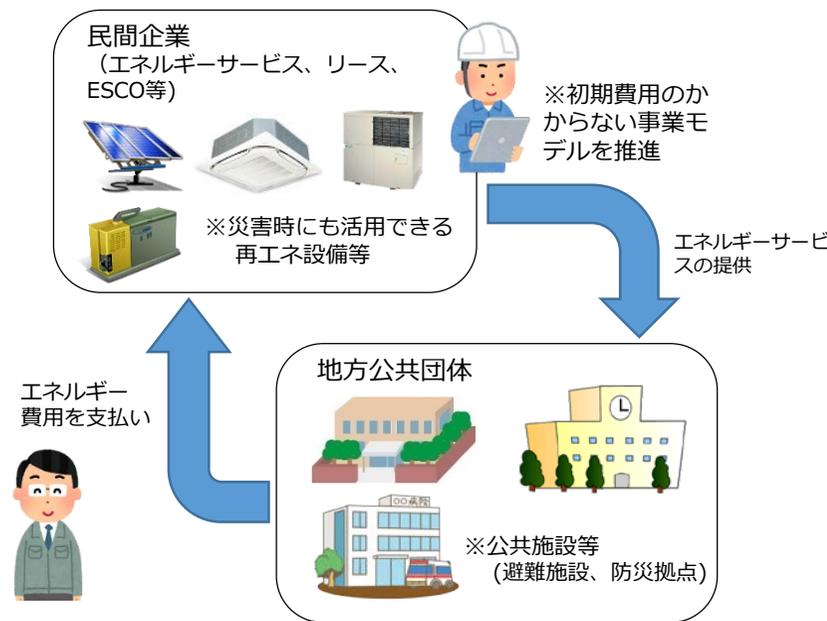
※2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

②①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 支援対象



再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症による地域経済のダメージや気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、地域経済の活性化・新しい再エネビジネス等の創出・分散型社会の構築・災害時のエネルギー供給の確保につながる地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行う。

2. 事業内容

地域に根ざした地域再エネ事業を推進するには、地方公共団体が地域関係者と連携して、地域に合った再エネ設備の導入計画、地域住民との合意形成、生産した再エネ消費先確保・再投資、持続的な地域再エネ事業の経営に関する課題を解決する必要があるため以下の事業を実施する。

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき再エネ導入促進エリア等において地域再エネ事業を実施・運営するための官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から体制構築（地域新電力等の設立、自治体関与）までを支援

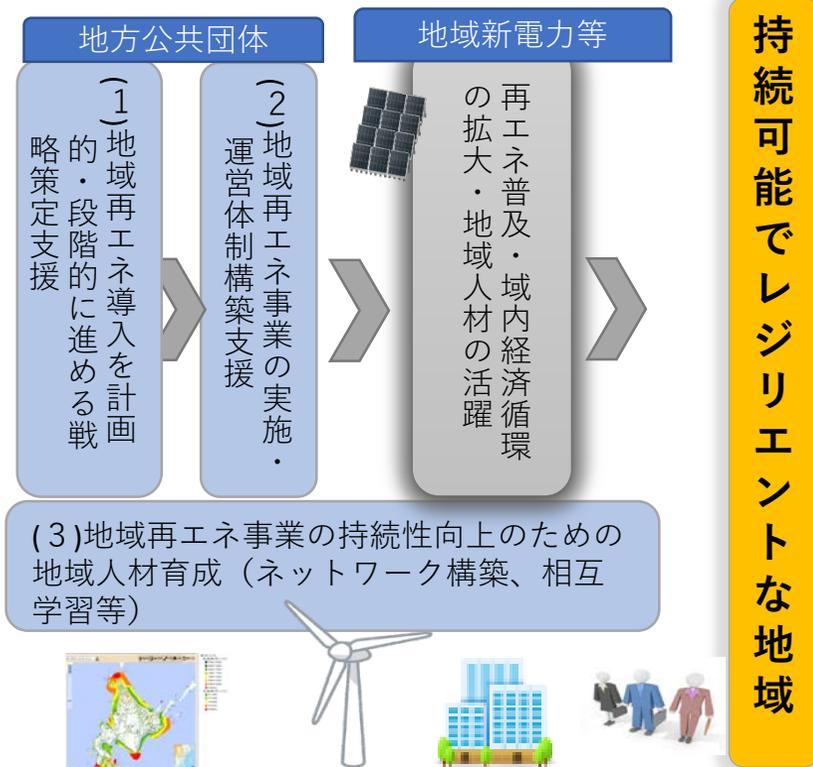
(3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定率、定額), (2)間接補助(定率), (3)委託事業
- 補助対象 (1), (2)地方公共団体, (3)民間事業者・民間団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



## 1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

### 1. 事業目的

地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入のプランを明確にすることに加えて、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

### 2. 事業内容

#### ① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標の策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する

#### ② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

<補助率について>

- ◆小規模自治体：定額（①上限1,000万円、②上限3,500万円）
- ◆都道府県・指定都市・中核市・特例市：定率3/4

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率3/4、定額）
- 補助対象 地方公共団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

### 4. 事業イメージ



## 2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

### 1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ開発により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築（事業スキーム、事業性等に係る検討、事業体（地域新電力等）の設立及び専門人材確保を含む。）を支援する。

### 2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域再エネ電源の開発等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築するため、

以下の業務について支援を行う。

- ・事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法）
- ・事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
- ・事業体（地域新電力等）設立（例：需給管理、顧客管理体制の構築）
- ・専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）

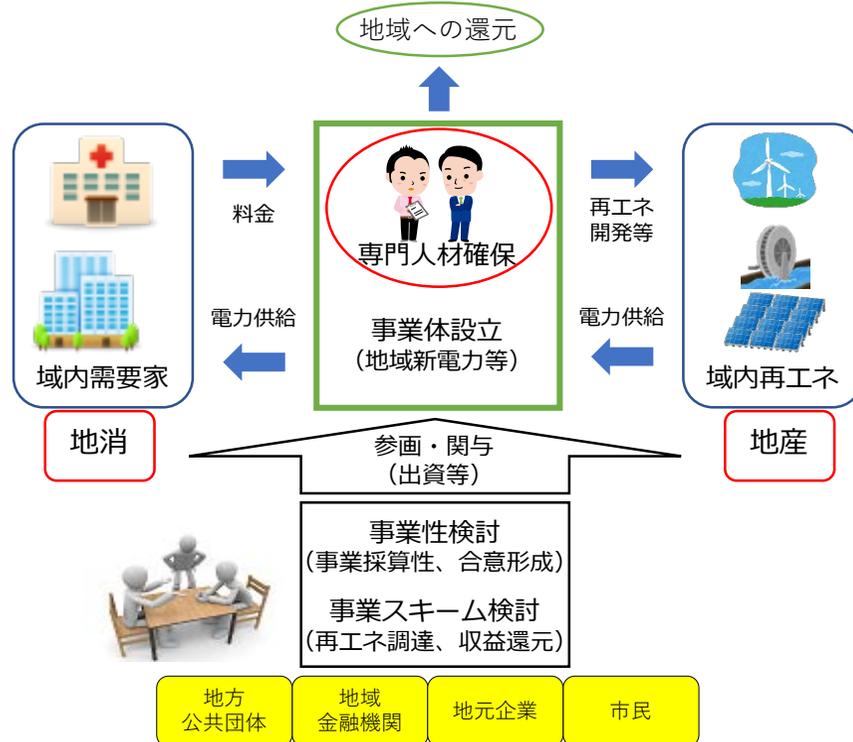
<補助率について> 事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出

- ◆ 地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は 2 / 3
- ◆ 地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合 1 / 2
- ◆ 上記以外の場合 1 / 3

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率 2 / 3、1 / 2、1 / 3）
- 補助対象 地方公共団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

### 4. 事業イメージ



### 3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行います。

#### 1. 事業目的

- ・地域への再エネ導入の主体となる地域新電力等が事業の実施に必要な地域中核人材等に対し、他地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートすることで、効果的な人材育成の広域的展開を図る
- ・地域再エネ導入目標、ゾーニング等の合意形成、地域再エネ事業の実施・運営体制構築に係る事例をガイド等として取りまとめ、他地域での展開を図る。

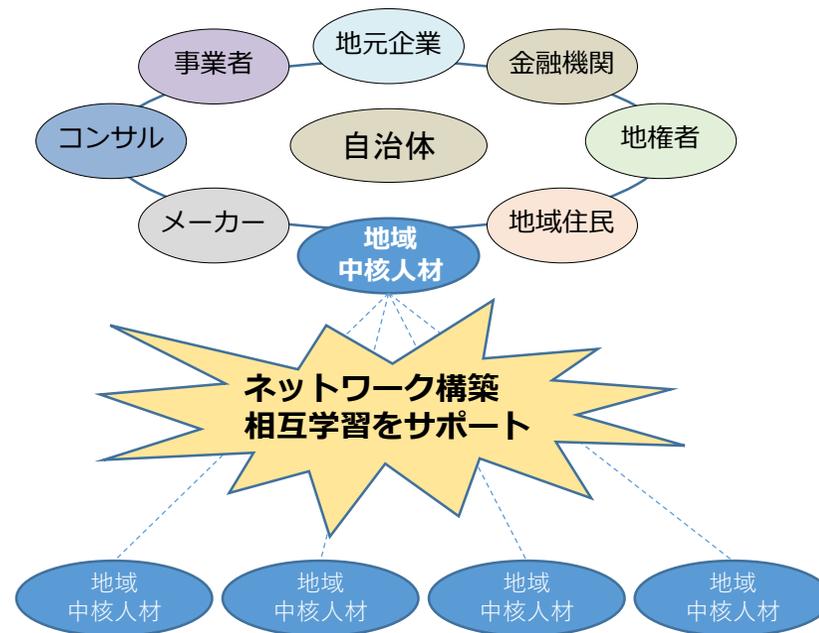
#### 2. 事業内容

- ・地域再エネ事業の持続的な実施に必要な地域中核人材等に対し、他地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートする。  
（例：実際の再エネ電源開発の合意形成等に係るノウハウの継承・蓄積、需給予測、VPPなどAI・IT技術を応用した事業性強化のための研修の実施、同じ地域課題を抱える地域人材のネットワーク構築・相互学習）
- ・地域再エネ導入目標、ゾーニング等の合意形成、地域再エネ事業の実施・運営体制構築に係る事例をガイド等として取りまとめ、他地域での展開を図る。

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託
- 補助対象 民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

#### 4. 事業イメージ



目指す人材像 = 地域に根ざした再生可能エネルギー事業の組成・運用支援

# 環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費



【令和3年度予算 500百万円（500百万円）】

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

## 1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

## 2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ①地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ②地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウム等の開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

## 3. 事業スキーム

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ■ 事業形態      | 共同実施／請負事業       |
| ■ 共同実施先・請負先 | 地方公共団体／民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間      | 令和元年度～令和5年度（予定） |

## 4. 事業イメージ

### 地域循環共生圏



お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8328

# 郵便局活性化推進事業(郵便局×地方自治体等×ICT)

あまねく全国に存在する郵便局と地方自治体等の連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進するための実証を行い、モデル事業として全国に普及展開する。

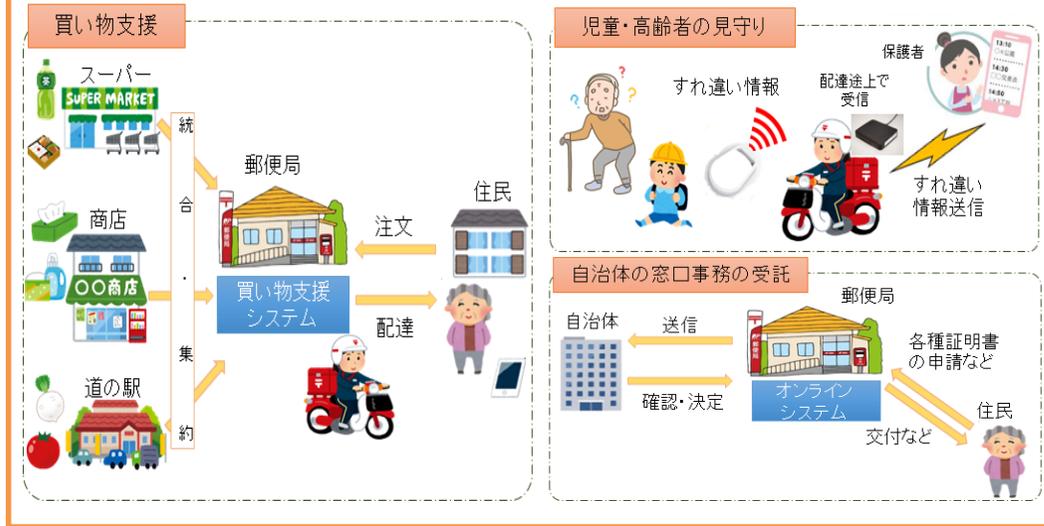
【R3当初予算:0.3億円(R2予算額:0.2億円)】

- わが国では、少子高齢化、人口減少、ICTの進展など社会環境が変化していく中で、あまねく全国存在する郵便局は、「国民生活の安心安全の拠点」として期待される役割は高まっている。
- 今後、郵便局の強みを生かしつつ、ICTを活用するなどした郵便局と地方自治体等の連携が有効な分野及び住民サービス等の調査、関係者の役割分担や継続するための課題等の整理を通じて、モデルケースを創出し、その成果を、全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開する。

(計画年数:令和元年度～令和3年度)

## 様々な連携の可能性の調査

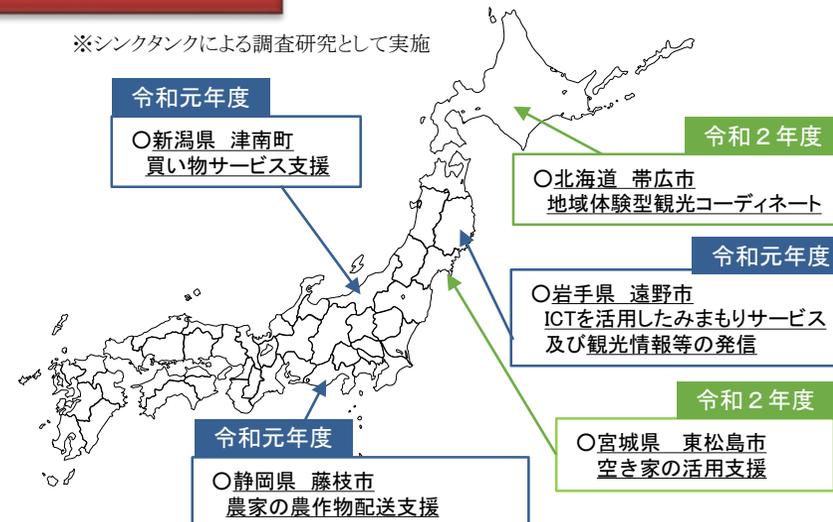
(連携のイメージ)



郵便局と自治体等の連携拡大

## 事業実施地域

※シンクタンクによる調査研究として実施



### 【調査項目】

- ・ 連携の効果、望ましいコスト負担、役割分担
- ・ ICTや外部人材等の効率的な活用方法 等

最適な連携のあり方をメニュー化し、全国に展開

行政サービスの補完

暮らしの安心・安全のサポート

住民生活のサポート

まちづくりのサポート

お問合せ先:総務省情報流通行政局郵政行政部企画課 電話:03-5253-5964

## 地方財政措置

### 1. 地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくり【市町村】

(「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくり」から項目名変更)

#### (1) 地域運営組織の運営支援

① 運営支援に関する経費（運営交付金等）…普通交付税

((2)と合計で標準団体で700万円)

② 形成支援に関する経費（施設改修、ワークショップ開催等）…特別交付税

(措置率1/2・財政力補正)

#### (2) 高齢者等の暮らしを守る取り組みへの支援

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み  
(高齢者交流、声かけ見守り、買物支援、弁当配達・配給食等)  
に係る所要の経費

…普通交付税

※ (1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる（措置率1/2・財政力補正）

### 2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

(研修、設備導入、販路開拓等) …特別交付税

(措置率1/2・財政力補正)

# 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

## 中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、一定額を総所得税から控除する特例措置

### 【背景・目的】

人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

### 【制度概要】

#### 株式会社による小さな拠点形成事業の実施

##### 生活サービス等の提供・地域の就業機会の創出



株式会社豊かな丘（長野県豊丘村）



株式会社長谷（兵庫県神河町）



株式会社あいポート仙田（新潟県十日町市）



株式会社大宮産業（高知県四万十市）



**寄附金控除の対象**

「対象企業への出資額－2,000円」をその年の総所得額から控除

暮らし続けられる地域の維持・発展

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

※ 適用期限の2年間延長（令和4年3月31日まで）

# 集落支援員について

## 集落支援員

**地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材**が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和2年度 専任の「集落支援員」の設置数 **1,746人** ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 **3,078人**

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉

○措置額 … 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 430万円** ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費  
③集落における話し合いの実施に要する経費  
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

## 地方自治体の取組のフロー

### ■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

### ■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

### ■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)

### 《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省